

KOMORI

KOMORI グループ
グリーン調達ガイドライン
ver.3.1

2025年3月
株式会社小森コーポレーション

目次

| | |
|------------------------|---|
| 1. 環境基本方針 | 2 |
| 2. グリーン調達ガイドライン | 3 |
| 2-1. 取り組み方針 | 3 |
| 2-2. 適用範囲 | 3 |
| 2-3. KOMORI 管理化学物質と基準 | 3 |
| 2-4. 用語の説明 | 4 |
| 3. お取引先様へのお願い事項 | 6 |
| 3-1. 化学物質の管理 | 6 |
| 3-2. 化学物質調査の実施 | 6 |
| 3-3. 基準に適合しない場合の対処 | 6 |
| 4. 改訂履歴 | 7 |
| 別表 1. KOMORI 管理化学物質リスト | 8 |

1. 環境基本方針

KOMORIグループ（以下、弊社と記します）は、以下の環境基本方針を定め、地球環境の保全に向けた活動を継続的に推進しております。

本方針の趣旨をご理解いただき、ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

環境基本方針

1. 企業活動のあらゆる面で省エネルギー、資源の節約、再利用とリサイクルの推進、廃棄物の減量化など、継続的な改善に積極的に取り組みます。
2. 環境に優しい印刷機械とその周辺機器の開発を積極的に進めます。
3. また資材購入においても、より環境負荷の少ないグリーン調達を進めます。
4. 環境法規およびその他要求事項を遵守し、有害化学物質の削減を図り、環境汚染の予防に努めます。
5. 環境目的、目標を定め、定期的な見直しを行ない、環境負荷の低減と改善を継続的に行ないます。
6. 本方針は文書化し、実行し、維持し、かつ環境教育、啓蒙活動を通して、社員などに周知徹底し、自らが環境保全に積極的に取り組む意識を高めます。
7. 地域社会、お客様、関連企業とのコミュニケーションに努め、環境保全活動に積極的に貢献いたします。

2. グリーン調達ガイドライン

2-1. 取組み方針

弊社は、環境基本方針および CSR 調達ガイドラインを定め、地球環境の保全や循環型社会の構築、さらに労働者の安全な作業環境の確保を目指しています。この取り組みの一環として、環境に配慮したお取引先様から環境負荷の少ない部品・材料・製品を優先的に調達する「グリーン調達」を推進しております。

その具体的な指針として、「KOMORI グループ グリーン調達ガイドライン」を制定し、お取引先様と共に国内外の法規制に適合するための化学物質管理に取り組んでおります。

2-2. 適用範囲

弊社が製造・販売・提供する製品に使用する、以下の調達品目に適用するものとします。

- ・原材料
- ・部品、製品
- ・包装材（エンドユーザーまで届くもの）

上記以外（副資材、化学製品など）についても、必要に応じて対象とする場合があります。

2-3. KOMORI 管理化学物質と基準

上記適用範囲の調達品目に対して、管理化学物質を重要度に応じて 3 つの管理区分に分け、それぞれ基準を設定しました。

各管理区分の具体的な物質は、「別表 1 KOMORI 管理化学物質リスト」を参照ください。

| 管理区分 | 説明 | 基準 |
|------|--|----------------------------------|
| 禁止物質 | 法規制などにより含有を禁止している化学物質。 含有する場合は、設計変更または代替品への変更が必要です。 | 意図的含有なし 含有濃度が閾値以内 |
| 制限物質 | 用途や条件により、含有を禁止とする化学物質。 または法規制により今後禁止となる予定の化学物質。 含有する場合は、設計変更または代替品への変更、 または弊社との調整が必要です。 | 意図的含有なし 含有濃度が閾値以内 または予定の報告 |
| 管理物質 | 含有有無や含有濃度などの把握、管理が必要な化学物質。 必要とされる情報の報告が必要です。 | 含有有無報告 含有濃度報告 |

KOMORI 管理化学物質リストに記載のない物質についても、国内外の化学物質規制の順守をお願いします。

2-4. 用語の説明

グリーン調達ガイドラインに関する主な用語について解説します。

■ 管理化学物質

国内外で規制されている化学物質のうち、弊社の製品構成品に含有される可能性が高く、環境への悪影響が大きいと考えられる物質で、別表 1 KOMORI 管理化学物質リストに掲載しています。掲載のない物質についても、国内外の化学物質規制の順守をお願いします。

■ chemSHERPA (ケムシエルパ)

製品に含まれる化学物質の情報を、川上企業から川下企業までサプライチェーン全体で適正に管理し、確実かつ効率的に伝達するために、経済産業省主導で 2015 年に開発・リリースされた情報伝達共通スキームです。

現在は JAMP (アーティクルマネジメント推進協議会) が運用しており、詳細およびツールに関しては下記 URL よりご確認ください。

<https://chemsherpa.net/> : chemSHERPA のホームページです。

<https://chemsherpa.net/tool/> : データ作成支援ツールのダウンロードページです。

■ 含有

意図的であるかに関わらず、対象物質が納入される部品・材料などに残存すること。部品は材質だけでなく、溶接や塗装、表面処理なども対象です。

■ 意図的含有

物質特性や性質・機能を得るために、意図的に対象物質を使用し、納入される部品・材料などに残存すること。

■ 非意図的含有

意図せずに対象物質が納入される部品・材料などに含有すること。

対象物質が材料に不純物として含まれる場合、材料の反応により生成される場合、製造工程で混入する場合などがあります。

ただし、明らかに対象物質が混入する可能性がある場合、意図的含有と判断されることがあります。

■ 含有濃度

対象物質が部品や材料に含有している割合。

ppm (Parts Per Million) : 質量の 100 万分の 1 の単位

wt% (Weight Percentage) : 質量の全体に占める割合

例) 100g 中に 0.1g 含有する場合、 $1,000\text{ppm} = 0.1\text{wt}\%$ となります。

■ 閾値

部品・材料を構成する均質材料に含まれる対象物質の含有濃度の許容値。

■ 均質材料

機械的にそれ以上分離できない、全体的に一様な材料。

例) 金属、樹脂、めっき層、塗膜など。

■ 副資材

製造工程などで使用する機械油、洗浄液、事務消耗品など。

■ CAS No. (CAS 番号)

特定の化学物質を一意に識別するための番号。米国の Chemical Abstracts Service (化学抄録サービス) が付与しており、世界中で化学物質管理などに使用されています。

3. お取引先様へのお願い事項

3-1. 化学物質の管理

本ガイドラインに適合するため、化学物質管理体制の構築および納入品の管理をお願いします。含有有無および含有量の把握については、以下のような科学的、論理的根拠に基づき実施をお願いします。

- ・chemSHERPA データ (AI,CI)
- ・成分分析データ
- ・材料規格、SSDS (鋼材中の特定化学物質含有情報シート)
- ・メーカーの設計値、資料など

3-2. 化学物質調査の実施

国内外法規制の動向などから、必要時には別途弊社より化学物質調査を依頼させていただきます。管理化学物質リストの物質だけでなく、「chemSHERPA 管理対象物質リスト」や国内外法規制改定に関する物質についても調査を実施させていただく場合があります。

調査の際は、適用範囲の調達品目に対し、必要に応じて上流のお取引先様への調査を実施の上、回答をお願いいたします。

回答フォーマット

- ・chemSHERPA-AI データ (成形品向け)
国内のお取引先様の基本フォーマットとします。成分情報、遵法判断情報とも記入ください。
必要に応じて、「chemSHERPA-CI データ (化学品向け)」も扱います。
- ・不使用証明書、非含有証明書
調査案件により弊社からフォーマットを送付します。
- ・お取引先様のフォーマット
- ・IMDS (自動車業界向け材料データベース) 出力データ
- ・その他
必要に応じてご相談ください。

3-3. 基準に適合しない場合の対処

2-3. KOMORI 管理化学物質の禁止物質、制限物質の基準に適合しない (含有する) 場合は、以下の対処をお願いいたします。

- ・適合への対処方法の策定 (設計変更または代替品への変更など)
- ・弊社への連絡・調整 (技術的検証の必要性、スケジュール含む)

ご不明点などありましたら、弊社担当者を通じてお問い合わせください。

別表1. KOMORI管理化学物質リスト

ver.3.1 更新
ver.3.0 更新

| No. | 物質名 | 管理区分 | | | 基準 | 主な関連法規制 | chemSHERPA 記載分類 | 主たる物質群 | CAS No. |
|-----|---|------|------|------|--|-------------------------------------|--------------------|-------------------------|--|
| | | 禁止物質 | 制限物質 | 管理物質 | | | | | |
| 1 | ポリ塩化ビフェニル類(PCB類) | ○ | | | 意図的含有なきこと | 化審法 | LR01等 | ポリ塩化ビフェニル | |
| 2 | ポリ塩化ナフタレン(塩素数が2以上のものに限る) | ○ | | | 意図的含有なきこと | 化審法 | LR01等 | ポリ塩化ナフタレン (PCN) | |
| 3 | ビス(トリブチルスズ)=オキシド | ○ | | | 意図的含有なきことかつ、 含有濃度1000ppm以下 (金属換算値) | 化審法 | LR01等 | TBTO | 56-35-9 |
| 4 | 2-(2H-1,2,3-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ジ-tert-ブチルフェノール(UV-320) | ○ | | | 意図的含有なきこと | 化審法 | LR01等 | | 3846-71-7 |
| 5 | パーフルオロ(オクタン-1-スルホン酸)(PFOS)又はその塩 | ○ | | | 意図的含有なきこと | 化審法 | LR01等 | PFOS | |
| 6 | パーフルオロオクタン酸(PFOA)又はその塩、PFOA関連物質 | ○ | | | 意図的含有なきこと | REACH(Annex17) | LR07等 | PFOA | |
| 7 | 短鎖型塩化パラフィン(炭素数が10から13のもの) | ○ | | | 意図的含有なきこと | 化審法、 REACH(Annex17) | LR01等 LR07等 | | |
| 8 | 鉛及びその化合物 | ○ | | | 銅合金(砲金等)を除く全部品 意図的含有なきことかつ、 含有濃度1000ppm以下 | RoHS2(2011/65/EU) | LR04等 | | |
| | | | ○ | | 銅合金(砲金等)使用部品 含有濃度4wt%以下 | RoHS2(2011/65/EU) | | | |
| | | ○ | | | 包装材料または包装構成要素に含有 する物質 鉛、カドミウム、水銀、六価クロムの濃 度レベルの合計が100ppm以下 | EU 包装廃棄物指令 (94/62/EC) | | | |
| 9 | 水銀及びその化合物 | ○ | | | 意図的含有なきことかつ、 含有濃度1000ppm以下 | RoHS2(2011/65/EU) | LR04等 | | |
| 10 | カドミウム及びその化合物 | ○ | | | 意図的含有なきことかつ、 含有濃度100ppm以下 | RoHS2(2011/65/EU) | LR04等 | | |
| 11 | 六価クロム化合物 | ○ | | | 意図的含有なきことかつ、 含有濃度1000ppm以下 | RoHS2(2011/65/EU) | LR04等 | | |
| 12 | ポリ臭素化ビフェニル類(PBB類) | ○ | | | 意図的含有なきことかつ、 含有濃度1000ppm以下 | RoHS2(2011/65/EU) | LR04等 | PBB | |
| 13 | ポリ臭素化ジフェニルエーテル類(PBDE類) | ○ | | | 意図的含有なきことかつ、 含有濃度1000ppm以下 | RoHS2(2011/65/EU) | LR04等 | PBDE | |
| 14 | フタル酸エステル類 フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)(DEHP, DOP) | ○ | | | RoHS対象部品*1)及び 小森指定部品2) 意図的含有なきことかつ、 含有濃度1000ppm(0.1wt%)以 下 | RoHS2(2011/65/EU) REACH(Annex17) | LR04等 | DEHP | 117-81-7 |
| | | | ○ | | 上記以外の部品 意図的含有なきこと (含有の場合代替推奨) | | | | |
| 15 | フタル酸エステル類 フタル酸ブチルベンジル(BBP) | ○ | | | RoHS対象部品*1)及び 小森指定部品2) 意図的含有なきことかつ、 含有濃度1000ppm(0.1wt%)以 下 | RoHS2(2011/65/EU) REACH(Annex17) | LR04等 | BBP | 85-68-7 |
| | | | ○ | | 上記以外の部品 意図的含有なきこと (含有の場合代替推奨) | | | | |
| 16 | フタル酸エステル類 フタル酸ジブチル(DBP) | ○ | | | RoHS対象部品*1)及び 小森指定部品2) 意図的含有なきことかつ、 含有濃度1000ppm(0.1wt%)以 下 | RoHS2(2011/65/EU) REACH(Annex17) | LR04等 | DBP | 84-74-2 |
| | | | ○ | | 上記以外の部品 意図的含有なきこと (含有の場合代替推奨) | | | | |
| 17 | フタル酸エステル類 フタル酸ジイソノニル(DIBP) | ○ | | | RoHS対象部品*1)及び 小森指定部品2) 意図的含有なきことかつ、 含有濃度1000ppm(0.1wt%)以 下 | RoHS2(2011/65/EU) REACH(Annex17) | LR04等 | DIBP | 84-69-5 |
| | | | ○ | | 上記以外の部品 意図的含有なきこと (含有の場合代替推奨) | | | | |
| 18 | トリブチルスズ類(TBT) トリフェニルスズ類(TPT)を含む 三置換有機スズ化合物 | ○ | | | 意図的含有なきことかつ、 含有濃度1000ppm以下 (金属換算値) | REACH(Annex17) | LR07等 | TBT, TPT | |
| 19 | アスベスト類 | ○ | | | 意図的含有なきこと | 安衛法 TSCA IEC62474 | LR02等 IC2等 | 石綿、アスベスト | |
| 20 | オゾン破壊物質 CFC、ハロン、四塩化炭素、 1,1,1-トリクロロエタン、HBFC、臭化メチル | ○ | | | 意図的含有なきこと | モントリオール議定書 IEC62474 | IC2等 | 特定フロン(CFC等) | |
| 21 | 特定のアミンを形成するアゾ染料・顔料 | ○ | | | 意図的含有なきこと | REACH(Annex17) | LR07等 | 芳香族アミン化合物 | |
| 22 | ヘキサブロモシクロドデカン(HBCD) | ○ | | | 意図的含有なきこと | REACH(SVHC) | LR06等 | 臭化シクロドデカン (構造異性体が多い) | 25637-99-4 3194-55-6 134237-50-6 134237-51-7 134237-52-8 |
| 23 | ジブチルスズ化合物 | ○ | | | 意図的含有なきことかつ、 含有濃度1000ppm以下 (金属換算値) | REACH(Annex17) | LR07等 | | |
| 24 | ジオクチルスズ化合物 | ○ | | | 意図的含有なきことかつ、 含有濃度1000ppm以下 (金属換算値) | REACH(Annex17) | LR07等 | | |
| 25 | フマル酸ジメチル(ジメチルフマレート) | ○ | | | 意図的含有なきことかつ、 含有濃度 : 0.1ppm以下 | REACH(Annex17) | LR07等 | | 624-49-7 |

| No. | 物質名 | 管理区分 | | | 基準 | 主な関連法規制 | chemSHERPA 記載分類 | 主たる物質群 | CAS No. |
|-----|--|------|------|------|---------------------------------------|---|--------------------|---------------------|---|
| | | 禁止物質 | 制限物質 | 管理物質 | | | | | |
| 26 | フタル酸エステル類(指定13種類) ①フタル酸ジイソニル(DINP) ②フタル酸ジイソデシル(DIDP) ③フタル酸ジ(ノルマル)オクチル(DnOP) ④フタル酸ジノルマルヘキシル(DHP) ⑤フタル酸ジアミル(DPP) ⑥フタル酸ジシクロヘキシル(DCHP) ⑦1,2-ベンゼンジカルボン酸炭素数7の側鎖炭化水素を主成分とする炭素数6~8(分岐のみ)のフタル酸エステル類 ⑧1,2-ベンゼンジカルボン酸ジヘキシルエステル(分岐・直鎖) ⑨ビス(2-メトキシエチル)フタレート ⑩フタル酸ジイソペンチル(DIPP) ⑪フタル酸イソペンチルベンチル ⑫ジヘキシル(直鎖型及び分枝型)=フタレート ⑬1,2-ベンゼンジカルボン酸、ジ-C6~10-アルキルエステル；1,2-ベンゼンジカルボン酸、デシル・ヘキシル・オクチルジエステルと0.3%以上のフタル酸ジヘキシル(EC No. 201-559-5)との混合物 | | ○ | | 意図的含有なきこと | ②、③REACH (Annex14, Annex17) 他Prop65、食品衛生法など | ②、③LR07等 | | ①68515-48-0、 28553-12-0 ②68515-49-1、 26761-40-0 ③117-84-0 ④84-75-3 ⑤131-18-0 ⑥84-61-7 ⑦1888-89-6 ⑧68515-42-4 ⑨117-82-8 ⑩605-50-5 ⑪776297-69-9 ⑫68515-50-4 ⑬68515-51-5 |
| 27 | PAH(Polycyclic Aromatic Hydrocarbons) 多環芳香族炭素(3環以上) | | ○ | | 意図的含有なきこと | GS認証 REACH(SVHC) | LR06等 | アントラセンなど | 120-12-7等 |
| 28 | 臭素系難燃剤(PBB類、PBDE類及びHBCDを除く) | | ○ | | 意図的含有なきこと | IEC62474 | IC02等 | 臭素系難燃剤全般 | |
| 29 | フタル酸エステル類(先に記載したフタル酸エステル類以外) | | | ○ | — | — | — | | |
| 30 | ニッケルおよびその化合物 | | ○ | | 長時間皮膚に接触する製品 | IEC62474 | IC02等 | | |
| 31 | ヒ素及びその化合物 | | | ○ | — | IARC グループ1 | — | | |
| 32 | ポリ塩化ターフェニル(PCT) | ○ | | | 意図的含有なきこと 含有濃度：50ppm以下 | REACH Annex17 | — | | 61788-33-8 |
| 33 | バリウム及びその化合物 | | | ○ | — | IEC62474 IARC グループ1 | IC02等 — | | |
| 34 | アンチモン及びその化合物 | | | ○ | — | — | — | | |
| 35 | ビスマス及びその化合物 | | | ○ | — | — | — | | |
| 36 | セレン及びその化合物 | | | ○ | — | — | — | | |
| 37 | ビスフェノールA(4,4'-イソプロピリデンジフェノール) | | ○ | | 意図的含有なきこと | REACH (SVHC, Annex17) | LR06等 | | |
| 38 | パーフルオロヘキサンスルホン酸(PFHxS)又はその塩、PFH x S関連物質 | ○ | | | 意図的含有なきこと | POPs | LR05等 | | 355-46-4 (PFH x S) |
| 39 | 長鎖パーフルオロカルボン酸(LC-PFCA)とその塩及びLC-PFCA関連物質(炭素数:9~21) | | ○ | | 意図的含有なきこと 含有の場合早急の代替推奨 | POPs | LR05等 | パーフルオロノン酸 (PFNA) | 375-95-1 (PFNA) |
| 40 | その他のPFAS及び関連物質 | | | ○ | 含有把握に努めること | POPs | LR05等 | | — |
| 41 | PIP(3:1) | ○ | | | 意図的含有なきこと | TSCA | LR02 | | 68937-41-7 |
| 42 | デクロンプラス | ○ | | | 意図的含有なきこと | POPs、化審法 | LR05等 | | 13560-89-9 |
| 43 | UV-328(2-(2H-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4, 6-ジ-tert-ベンチルフェノール) | ○ | | | 意図的含有なきこと | POPs、化審法 | LR05等 | | 25973-55-1 |
| 44 | MCCP:中鎖塩素化パラフィン(炭素数14~17で塩素化率45重量%以上のもの) | | ○ | | 意図的含有なきこと 含有の場合早急の代替推奨 | POPs | LR05等 | | 85535-85-9 (塩素化率、塩素数を問わない) |
| 45 | UV-327(2,4-ジ-tert-ブチル-6-(5-クロロベンゾトリアゾール-2-イル)フェノール) | | ○ | | 含有の場合代替推奨 | REACH (SVHC, Annex17) | LR06等 | | 3864-99-1 |
| 46 | UV-350(2-(2H-ベンゾトリアゾール-2-イル)-6-sec-ブチル-4-tert-ブチルフェノール) | | ○ | | 含有の場合代替推奨 | REACH (SVHC, Annex17) | LR06等 | | 36437-37-3 |
| 47 | テトラプロモジフェニルエーテル | ○ | | | 意図的含有なきこと | POPs、化審法 | LR05等 | | 40088-47-9 |
| 48 | ペンタプロモジフェニルエーテル | ○ | | | 意図的含有なきこと | POPs、化審法 | LR05等 | | 32534-81-9 |
| 49 | ヘキサプロモジフェニルエーテル | ○ | | | 意図的含有なきこと | POPs、化審法 | LR05等 | | 68631-49 |
| 50 | ヘptaプロモジフェニルエーテル | ○ | | | 意図的含有なきこと | POPs、化審法 | LR05等 | | 446255-22-7 |
| 51 | 上記に記載していない REACH ANNEX14記載物質 | ○ | | | 意図的含有なきこと | REACH(Annex14) | LR06 | | |
| 52 | 上記に記載していない REACH ANNEX17記載物質 | | ○ | | 原則含有禁止 但し、制限されていない 用途での使用は可能とする | REACH(Annex17) | LR07 | | |
| 53 | SVHC：REACH Candidate List of SVHC for Authorisationに記載された物質(上記と重複するものは上記を優先する)*3) | | | ○ | | REACH | | | |

*1)RoHS部品：部品単体でRoHS規制の対象となる電気・電子部品

*2)小森指定部品：印刷物に対象物質が移る可能性がある部品

即ち、紙・インキ・水に接する部品であり、印刷物に当該物質が移る可能性があるもの。

例)ゴムローラー(インカー、給水)、フィーダー吸いゴム、吸引ベルト搬送ゴムなど。

及び特定用途において小森が調査を要求した部品。

*3)SVHCについて

SVHC(高懸念物質)が記載されるCandidateリストは定期的に更新される(物質の追加、削減等)。

最新のものは欧州化学品庁(ECHA)のHP(下記URL参照)に掲載されている(必要に応じて確認)。

<https://echa.europa.eu/candidate-list-table>

また、chemSHERPA管理対象物質参照リスト(下記URL参照)でも更新されている。

<https://chemsherpa.net/tool>